

件名	愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>収益事業を行いながら、所得の少ないNPO法人について、税負担がその活動の支障とならないよう、県民税の均等割の課税免除の措置を拡充する。</p> <p>(現行)</p> <p>設立後の3年以内に限り、赤字決算の事業年度の県民税均等割を課税免除</p> <p>(改正)</p> <p>設立後の年数にかかわらず、所得金額が40万円未満の事業年度の県民税均等割を課税免除</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 収益事業を行っていないNPO法人については、現行条例で、県民税均等割を課税免除している。</p> <p>2 法人の住民税の均等割の額 県2万円+市町村5万円(松山市等13市町は、6万円)</p>	